

広島県告示第二百九十七号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表広島港の部荷さばき施設の款中

広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン一号	広島市南区出島二丁目一番六七
広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン二号	
広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン三号	

を

広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン一号	広島市南区出島二丁目一番六七
広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン二号	
広島港国際コンテナターミナルガントリークレーン三号	
外貿六号県営上屋	

に、

外貿六号県営上屋	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番七
外貿七号県営上屋	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番七
	広島市南区宇品海岸三丁目四番四五

に改め、

宇品中央物揚場第二倉庫用地	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番九
---------------	--------------------

を

宇品中央第一港湾施設用地	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番五
宇品中央第二港湾施設用地	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番九

に改め、

同表広島港の部係留施設の款中

新涯可動橋	広島市新涯町二丁目ヲ四一番九七 同ヲ四一番九七地先
-------	---------------------------

を

新涯可動橋	広島市新涯町二丁目ヲ四一番九七 同ヲ四一番九七地先
B P 福山	広島市新涯町二丁目地先

に改め、

同部荷さばき施設の款中

福山港国際コンテナターミナルガントリークレーン	広島市箕沖町一〇八番二地先
-------------------------	---------------

を

福山港国際コンテナターミナルガントリークレーン一号	広島市箕沖町一〇八番二地先
福山港国際コンテナターミナルガントリークレーン二号	
福山港国際コンテナターミナルガントリークレーン三号	

に改め、

同部保管施設の款中

新涯野積場一号

福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七

を

新涯野積場二号

新涯野積場二号

福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七

に改め、

同部廃棄物処理施設の款を削る。